

地域金融円滑化のための基本方針

十三信用金庫は、地域の中小企業及び個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取り組み方針

地域の中小企業及び個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取り組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 地域密着型金融の恒久的取り組みとして平成19年度より～じゅうしん地域活性化サポートプラン～を策定し、次のような取り組みをしております。
 - ① 事業再生及び経営支援への取り組み。
 - ② 異業種交流会「じゅうしんマネージメント・クラブ（JMC）」の開催。
 - ③ ビジネスマッチング推進に向けた「ビジネスフェア」の継続的实施。
 - ④ 創業・新事業支援融資への取り組み。
 - ⑤ 個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資への取り組み。
 - ⑥ お客さまの声を把握するためのアンケート調査。等
- (2) 今回新たに、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規定を制定し、金融円滑化管理責任者を設置いたしました。
- (3) 金融円滑化の推進・管理をする組織として、専務理事を委員長とする「中小企業金融円滑化推進委員会」を新たに設置いたしました。
- (4) 迅速に対応するための措置
 - ① 審査部長を金融円滑化管理責任者といたしました。
 - ② これまでより事業再生及び経営支援に取り組んでいます「企業再生支援チーム」を金融円滑化管理担当者いたしました。
 - ③ 営業店におきましては、営業店長を金融円滑化対応責任者とし、受付・管理は融資担当者いたしました。経営相談および経営改善計画書策定のお手伝いもいたします。
- (5) お客さまの事業価値を見極める能力向上のため研修等を実施し、スキルアップに努めております。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

十三信用金庫 法務部お客様相談室

〒532-0024 大阪市淀川区十三本町1-6-4

電話 06-6307-5061

受付時間 月曜～金曜日の営業日 9:00～17:00

以上